## 広島市建築審査会の公開に関する取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、広島市建築審査会条例第10条に基づき、広島市建築審査会 の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(令3 · 一部改正)

(会議の公開)

- 第2条 広島市建築審査会の会議は、これを公開する。ただし、次に掲げる場合は 非公開とする。
  - (1) 審査請求の裁決のための審査を行う場合
  - (2) 執行停止の申立てに対する決定のための審査を行う場合
  - (3) 議長又は委員の発議により出席委員の3分の2以上の多数で議決した場合

(平17·一部改正)

(会議開催の周知)

- 第3条 都市整備局指導部建築指導課(以下「建築指導課」という。)は、会議を 開催するに当たって、会議の日時、場所等必要事項を記載した会議の開催案内を 作成し、会議を開催する日の3日前までに、これを次の方法により会議を開催す る旨の周知を図るものとする。
  - (1) 建築指導課窓口及び案件該当区の建築課窓口への備え付け
  - (2) 広島市公文書館の所定の場所への掲示
  - (3) 広島市ホームページへの掲載

(平18·一部改正)

(傍聴人の定員)

第4条 傍聴人の定員は、原則10名とする。

(傍聴手続)

- 第5条 傍聴に係る手続きは、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 傍聴の申込みの受付は、会議の当日、会議開催の30分前から開始する。
  - (2) 傍聴を希望する者は、会議の開催予定時刻の5分前までに、受付で住所及び氏名を記入し、会場へ入場するものとする。
  - (3) 傍聴を希望する者が定員を超えた場合は、先着順により決定する。ただし、 傍聴席に余裕があると認められる場合には、適宜増員に努めるものとし、審査 案件に関係ある者の傍聴を優先するものとする。
  - (4) 会議開始後は、当該会議を傍聴できないものとする。

(報道関係者の撮影)

第6条 報道関係者のカメラ等による撮影については、会議の冒頭にとどめるものとする。

(傍聴することができない者)

- 第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。
  - (1) 酒気を帯びていると認められる者
  - (2) 凶器の類等他人に危害を加えるおそれがある物品を携帯している者
  - (3) はち巻、ビラ、プラカード、旗の類等議事を妨害するおそれがある物品を携帯又は着用している者

(4) その他円滑な議事の運営を妨害し、又は他人に迷惑を及ぼすおそれがあると 認められる者

(傍聴人の守るべき事項)

- 第8条 傍聴人は、静粛を旨とし、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 会場における言論に対して拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと
  - (2) 談笑、騒ぎ立てること、みだりに席を離れること等議事の妨げ又は他人の迷惑となる行為をしないこと
  - (3) 飲食又は喫煙しないこと
  - (4) 会場内で携帯電話等の無線機を使用しないこと
  - (5) 写真撮影、録画、録音等は行わないこと
  - (6) その他議事の秩序を乱し、又は議事の妨害となるようなことをしないこと (傍聴人の退場)
- 第9条 傍聴人がこの要綱に違反するときは、議長はこれを制止し、それでもなお その指示に従わず、会議の目的が達成できないと認められる場合は、当該傍聴人 を退場させる、あるいは当該会議を中止する等の措置を講ずることができる。 (議事録の作成及び閲覧)
- 第10条 建築指導課は、次に掲げる事項を記載した議事録を速やかに作成するものとする。
  - (1) 会議名
  - (2) 開催日時・場所
  - (3) 出席委員氏名
  - (4) 議題
  - (5) 公開・非公開の別(非公開部分がある場合は、その理由)
  - (6) 傍聴人の人数
  - (7) 会議資料名
  - (8) 発言の要旨(発言者名は、議長、委員、特定行政庁等で表記)
- 2 建築指導課は、作成した議事録の内容に正確を期するため、議長及び出席委員の確認を得るものとする。
- 3 議長は、確認を得た議事録に署名を行うものとする。
- 4 建築指導課は、作成した議事録を、建築指導課窓口、案件該当区の建築課窓口 及び広島市公文書館の所定の場所に備え置き、及び広島市ホームページに掲載し、 これを作成した日から同日の属する年度の翌年度3月31日まで閲覧に供する ものとする。

附則

この要綱は、平成13年7月6日から施行する。 附 則

この要綱は、平成17年3月22日から施行する。 附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。 附 則

この要綱は、令和3年11月1日から施行する。